

計画作成年度	令和2年度
計画主体	琴浦町

## 琴浦町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 琴浦町農林水産課  
所在地 琴浦町大字赤碕1140-1  
電話番号 0858-55-7802  
FAX番号 0858-55-7558  
メールアドレス [nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp](mailto:nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp)



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、ヌートリア、アオサギ・コサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	琴浦町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、梨等	107	1,372
カラス類	梨等	84	4,901
ヌートリア	水稲等	0	0
アナグマ	イチゴ等	0	0

(2) 被害の傾向

○イノシシ

平成28年度から令和2年度にかけて捕獲数は増減を繰り返している。被害は侵入防止柵の効果も見られるが別の農地に移行している。また、侵入防止柵を設置している農地でも被害が確認されている。被害作物は主に水稲と果樹（梨）である。近年は梨や飼料作物、畑作物の被害が増加している。畦畔の掘り起しの被害も多く発生している。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
被害額(千円)	4,403	535	2,186	3,529	1,372
被害面積(a)	609	89	309	217	107

○ニホンジカ

平成22年度に町内で初めて捕獲されるようになり、令和2年度まで捕獲頭数は増加し続けている。平成29年度までの間に大きな被害は報告されていないが、今後、被害の発生が懸念される。

○アライグマ

本町では、平成25年度に八橋地区において初めて捕獲された。令和2年度まで新たに捕獲されては

いないが、近隣市町村でロードキルが発生しており、町内での生息が疑われ、今後被害の発生が懸念される。

#### ○カラス類

平成28年度から令和2年度にかけて捕獲数、被害額ともに増加傾向である。被害作物は主に果樹（梨）であり、特に果樹園や牛舎付近に集まる。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
被害額(千円)	363	85	1,190	324	4,901
被害面積(a)	10	2	22	6	84

#### ○ヌートリア

平成28年度以降平均100頭程度の捕獲がある。報告しない農家もあるが、水稻に食害が発生していると思われる。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
被害額(千円)	0	0	0	0	0
被害面積(a)	0	0	0	0	0

#### ○サギ類

赤崎地区において田植えの時期に水稻の踏み付け被害が発生しているほか、圃場に居座り農作業の妨げとなっている。

#### ○ツキノワグマ

農業被害はないものの、年間数件の目撃情報がある。

#### ○アナグマ、ハクビシン、タヌキ

農業用ハウスが破られたり、畦畔に穴を掘られたりする被害が発生している。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
被害額(千円)	0	0	0	131	0
被害面積(a)	0	0	0	3	0

### (3) 被害の軽減目標（主要作物）

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ（水稻等）	107a	74a
カラス類（梨等）	84a	58a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><b>(捕獲体制)</b></p> <p>○全鳥獣対象            猟友会の協力により捕獲を実施している。またこの取組について、活動に係る経費への補助や捕獲奨励金等により支援している。</p> <p>○カラス類            猟友会に委託して、銃による一斉捕獲を行っている。</p> <p>○ヌートリア            箱わなによる捕獲を猟友会等狩猟免許取得者に委託するとともに、防除実施計画を策定し、狩猟免許を持たない農家等も捕獲に参加できる体制作りを行っている。</p>	<p><b>(捕獲体制)</b></p> <p>○全鳥獣対象            銃免許取得者の高齢化による狩猟者の減少が確実で、今後後継者の育成対策が急務となっている。</p> <p>○カラス類            カラス捕獲檻を導入する場合の管理体制について検討が必要である。</p> <p>○ヌートリア            外来生物法に基づき防除実施計画を策定し、猟友会等の捕獲従事者、地域住民の協力体制及び捕獲活動の強化を図るとともに引き続き講習会を開催する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p><b>(侵入防止柵の設置・管理)</b></p> <p>○イノシシ侵入防止柵による被害防止を実施している。            被害集落又は被害農家が、侵入防止柵の設置計画を立て、国や県と町から資材費の補助を受けて整備し、管理を行っている。</p>	<p><b>(侵入防止柵の設置・管理)</b></p> <p>○侵入防止柵の設置箇所は着実に増えているが、未設置箇所に被害が移行するので今後も国や県の補助を受けながら引き続き設置に取り組む必要がある。            平野部でも被害が発生しているため、侵入防止柵の効果等について周知し、被害対策を広げる必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

【全体方針】

- 猟友会の構成員は年々高齢化し、狩猟者の養成が課題となっている。
- 狩猟免許試験についてPRし、免許取得者の増加を図る。
- 夏から秋にかけての農繁期に鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ捕獲活動を強化する。

【鳥獣種別方針】

○イノシシ

山間部への出没が主であったが、平野部でも被害が発生するようになり、山間部に加え平野部でも侵入防止対策を積極的に推進するとともに市街地への侵入を阻止する。侵入防止柵を導入している地域においては、周辺環境の整備を行い、箱わな等による捕獲活動も実施し一体的な対策を地域全体で取り組む体制を整備する。また、侵入防止柵の設置は極力飛び地とならないよう、集団的に取り組む。

○ニホンジカ

近年急速に生息域を拡大している。猟友会の協力を得ながら年間を通じた捕獲を積極的に実施する。国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策を活用し、捕獲活動への支援を行うことで捕獲を強化する。

○カラス類

年数回行う一斉捕獲及び追い払い、箱ワナによる捕獲を行う。これまで猟銃による捕獲を中心に行ってきたが、近年は被害が増加傾向である。捕獲だけでなくテグスやネットなど防鳥網の設置等を推進し、農作物に寄せ付けない対策を行う。

○サギ類

猟友会に依頼し、追い払いを行う。テグスやネットなど防鳥網の設置等により、農作物に寄せ付けない対策を行う。被害が顕著な地域では捕獲を検討する。

○ヌートリア・アライグマ

外来生物法に基づく「防除実施計画」に基づき、年間を通じた捕獲を今後も積極的に実施し地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。特にアライグマについては、H25年に本町で初めて捕獲されたことから、今後被害が発生することが予想されるため、目撃情報等を収集しながら迅速な対応がとれるよう努める。

○アナグマ、ハクビシン、タヌキ

被害状況に応じて、侵入防止柵の設置や箱ワナ等による捕獲を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

○鳥取中央農業協同組合琴浦営農センターと鳥取県猟友会琴浦地区が有害鳥獣捕獲業務について委託契約を締結しており、町は両者と協力し有害鳥獣の駆除捕獲を行う。個別に行う有害捕獲者と連携し、有害個体の捕獲を行う。

○また、町が鳥獣被害対策実施隊を設置し、夏から秋にかけての農繁期を中心にイノシシの捕獲を行う。

##### 【猟友会会員構成状況】

猟友会員数 38名

(うち 銃猟従事者(第2種を含む) 18名 わな猟従事者 30名)

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づき防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

##### 【捕獲従事者の登録状況】(令和3年1月22日現在)

125名

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～5年度	イノシシ	・ 猟友会と協力し、銃とワナによる捕獲を実施
	ニホンジカ	・ 捕獲活動費の支援を行い、捕獲を強化する ・ 県境付近の地域については指定管理による捕獲を行う
	ヌートリア、 アライグマ	・ 捕獲と安全に関する講習会の開催
	カラス類	・ 県下一斉捕獲の実施
	サギ類	・ 被害が顕著な地域では捕獲を検討する
	アナグマ、 ハクビシン、 タヌキ	・ 猟友会と協力し、箱ワナによる捕獲を実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
侵入防止柵と罠を一体的に整備することで、年間400頭を目標とする。					
※令和1年度は、狩猟期(11月から翌年2月)の有害捕獲を含む。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
捕獲数	267	164	227	381	240(見込)
○ニホンジカ					
今後さらに増えると予想されるため、年間80頭の捕獲を計画数とする。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
捕獲数	25	34	32	53	45(見込)
○アライグマ					
平成26年以降捕獲の報告はないが、生息が疑われるため年間10頭の捕獲を計画する。					
○カラス類					
過去の実績から年間200羽を計画数とする。そのうち、一斉捕獲では50羽を計画数とする。捕獲檻の設置も検討する。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
捕獲数	112	122	137	167	140(見込)
○ヌートリア					
過去の実績から年間150頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
捕獲数	177	125	20	110	100(見込)
○サギ類					
追い払いを中心に行い、猟友会と相談しながら必要に応じて20羽を限度として捕獲を行う。					
○アナグマ、ハクビシン、タヌキ					
農業被害を防ぐため年間30頭の捕獲を見込む。					

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンジカ	80頭	80頭	80頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス類	200羽	200羽	200羽
サギ類	20羽	20羽	20羽
アナグマ、ハクビシン、タヌキ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
<p>(琴浦町全体)</p> <p>○イノシシ、ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：銃及びワナ(箱ワナ含む)による捕獲を基本とする。</li> <li>・ 実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○ヌートリア・アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：箱ワナによる捕獲を基本とする。</li> <li>・ 実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○カラス類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな捕獲檻の設置を検討する。</li> <li>・ 実施予定時期：通年</li> </ul> <p>○サギ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：銃による追い払いを基本とする。被害が顕著な地域では、銃による捕獲を検討する。</li> <li>・ 実施予定時期：通年(5～6月を中心とした田植えの時期に必要ながあれば捕獲を行う。)</li> </ul> <p>○ツキノワグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内で目撃情報があるため、引き続き目撃情報の収集に努める。また、イノシシや、シカのワナに誤ってツキノワグマが捕獲されないよう注意を呼びかける。</li> </ul> <p>○アナグマ、ハクビシン、タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段：ワナ(箱ワナ含む)による捕獲を基本とする。</li> <li>・ 実施予定時期：通年</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、 ヌートリア、アライ グマ、アナグマ、ハ クビシン、タヌキ	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

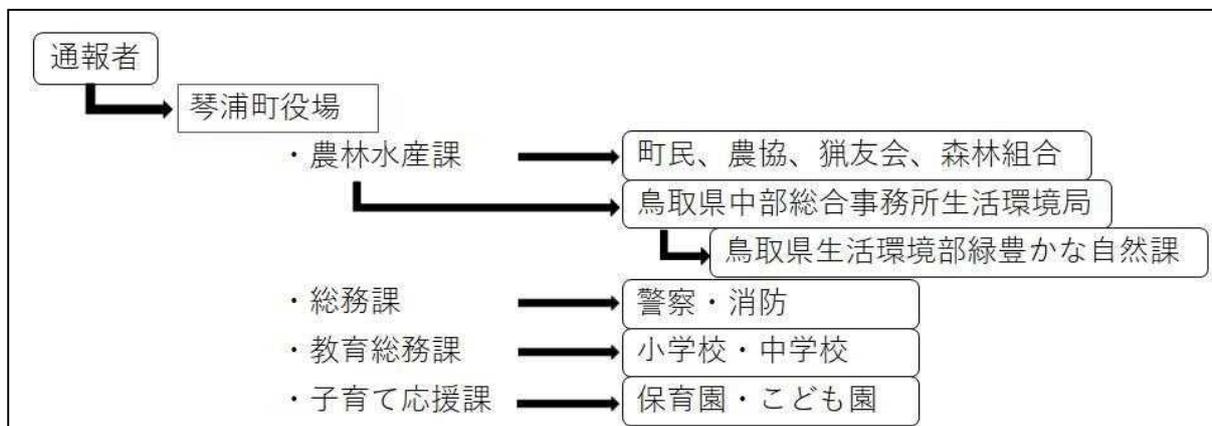
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～5年度	イノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマ、カラス類、サギ類、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 放任果樹の撤去</li> <li>・ 周辺環境の整備</li> <li>・ 追払い、又はテグス等による侵入防止</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
琴浦町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃情報の収集・調査、関係機関への周知・注意喚起</li> <li>・ 現場の安全管理、ハンターや警察へ応援要請、捕獲許可</li> </ul>
鳥取県中部総合事務所生活環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集、情報提供など町への助言、技術的指導</li> <li>・ 専門機関が現場で作業をする際の補助</li> </ul>
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報集約、整理し、全県の情報提供</li> <li>・ 専門機関への応援依頼</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理をする。  
イノシシについて、食肉として利活用するために処理加工施設に持ち込んで処理を行う場合がある。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、イノシシについては自家消費等を行う従事者が大半であり、一部の従事者が近隣の市町にある民間事業者を利用し、食肉として処理している。  
民間事業者の処理能力を超えない範囲で、利用の推進を検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	琴浦町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
琴浦町	琴浦町の ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合琴浦営農センター	琴浦町の ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
琴浦町農業委員会	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
鳥取県農業共済組合中部支所	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
大山乳業農業協同組合	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
琴浦町内地域の代表	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること 琴浦町内地域の事業実施に関すること
鳥取県猟友会琴浦地区 ・東伯分会 ・赤碕分会	琴浦町東伯地区・赤碕地区の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の指導等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県中部総合事務所農林局・生活環境局	全体計画の助言に関すること
鳥取県鳥獣対策センター	全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度設置。  
鳥取県猟友会琴浦地区の協力のもと、夏から秋にかけての農繁期にイノシシの捕獲活動を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

琴浦町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していく。また、各種団体や中山間集落協定組合や、自治会等、集団での取組みを促し、侵入防止柵の設置や管理について講習会を行い効果的な設置を行う体制を整備する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取組めるよう推進していくことが重要であると認識している。